

新スポーツセンター基本構想検討会（第4回） 要点記録

日 時：平成30年12月17日（月）午後6時00分～午後7時40分

会 場：千代田区役所8階第2委員会室

委 員：木村和彦（委員長）、菅野豊、植田浩敏、中村あけみ、坂井重正、安達宣郎、土屋勝彦、松田友治、高橋直道、小川賢太郎、緒方直美（敬称略）

欠席委員：横田匡俊（副委員長）、浅岡寿郎、松野大樹、高橋美智子、込山理子、亀割岳彦（敬称略）

事務局：生涯学習・スポーツ課、株式会社東京ランドスケープ研究所

傍聴者：5名

配布資料：第4回 新スポーツセンター基本構想検討会 次第

資料—1 第3回検討会での意見及び確認事項について

資料—2 千代田区新スポーツセンター基本構想（素案）

資料—3 千代田区新スポーツセンター基本構想（素案）説明用資料

議 事：

1 開会

（事務局より、欠席者の連絡、傍聴者5名の報告、配布資料、本日の議題確認、小川委員より新スポーツセンター基本構想の策定における区の考え方について説明）

2 議題（注：下線部は別紙、意見の概要に反映）

（1）第3回検討会での意見及び確認事項について

（受託事業者より資料—1をもとに第3回検討会での意見及び確認事項について説明）

委員長：資料—1について、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

私の方から1つ、資料—1の1ページ目「1）コンセプトについて」の⑤で、「スポーツは健康づくりではない」という言葉は、「スポーツは健康づくりに限らない」という意味で発言しましたので、修正をお願いします。

他に意見等がありますか。次の議題に進みます。

（2）コンセプト、基本方針について

（受託事業者より主に資料—3をもとに基本構想素案のコンセプト、基本方針について説明）

委員長：今のご説明の内容について、ご意見ご質問等をお願いいたします。

小川委員：補足として、今回の検討会の前に、これまでの検討会での議論を基に区議会で新スポーツセンターについての進捗報告をいたしました。その際に区内部での確認や区議会からの意見を庁内で検討し、これまでの検討の中で削除した「障害のあるなしに関わらず」という言葉を文中に復活させたこと、また、これから「スポーツマンシップ」という考えも重要であるとのことで、文中に新たに「スポーツマンシップ」を加えさせていただきました。主な変更点は以上です。

委員長：ありがとうございます。スポーツマンシップを入れるとなると、フェアプレーという言葉も入れるべきかなと思いました。スポーツマンシップの「マン」という言葉の取り扱い方も、今後検討が必要になってくるのではと思います。

小川委員：今、委員長から新たに「フェアプレー」という言葉も出ましたが、スポーツマ

ンシップの考え方に含めるべきでしょうか、2つとも並べて記すべきでしょうか。お考えを伺えればと思います。

委員長：スポーツマンシップは、実質的にはフェアプレーであり、フェアプレーはスポーツマンシップの一部ではなく、同じものと思います。むしろ、最近ではフェアプレーの方が一般的であるように思います。スポーツマンシップは「マン」が男性を呼称する表現となっているなど、言葉の表現が今の時代に適したものなのか、といった指摘や、「スポーツパーソンシップ」と呼称する人もおり、そういったことでは「フェアプレー」としたほうが分かりやすいかもしれません。さて、コンセプトと基本方針は前回までの意見をだいぶふまえていると思いますが、体育協会の菅野委員はこれについて何かご意見はございますか。

菅野委員：コンセプト、基本方針は良くまとまっていると思います。体育協会の思いなども多く反映されていると感じました。一点気になるのは、スポーツマンシップのことですが、これは「愉しむ精神」がスポーツマンシップということでしょうか。

小川委員：スポーツマンシップについては、その前文にある「相手や仲間、ルール、審判を尊重し」も含みます。しかしながら、委員長のご指摘があった「フェアプレー」とした方が、より適切なのではないかと思います。

菅野委員：スポーツマンシップ、フェアプレー、どちらも体育協会では良く使う言葉です。個人的には書いてあってもよいかと思います。

受託事業者：スポーツマンシップの文章表現としては、相手や仲間…のところから「 」をつけるべきだったと思います。また、スポーツマンシップの「マン」については、英語では男というほかに人間という意味もあり、現在女性であってもビジネスマンなどといった呼称を好む人もいます。素案では人間という解釈で記載していますが、委員長のおっしゃる通り、諸説あると思います。

委員長：ここは“ ”をつけて、フェアプレーやスポーツマンシップとして表記しましょう。

他はいかがですか。

基本方針の（４）に生物多様性という言葉を入れた意図は、どういったことでしょうか。

受託事業者：生物多様性に関しては、北海道の知床のような原生の自然から身近なみどりまで様々ですが、素案では都市部にある小さな緑地なども重要であるという意図を込めました。

委員長：わかりました。ありがとうございます。

それではよろしいでしょうか。コンセプトや基本方針については、一部修正を加え、素案としていきます。

では次に、導入機能、導入施設について委託事業者より説明をお願いいたします。

（３）導入機能、導入施設について

（受託事業者より主に資料―３をもとに基本構想素案の導入機能、導入施設について説明）

委員長：ありがとうございます。まず質問をいただき、後にご意見をもらいたと思います。質問がありましたらお願いいたします。

- 土屋委員：資料―3の p. 5 で弓道場が、現状を「公式大会の基準に満たない」とある一方、方針で国体基準と変わっていることについて、何か意図があるのでしょうか。
- 受託事業者：基準を満たしていないという現状から、公式大会で世界大会といかないまでも、たたき台として国体基準としています。
- 土屋委員：国体基準とまでいけば、もっと大きな施設になってしまうのではないのでしょうか。あくまで公式大会ができる程度でいいと思うのですが。
- 委員長：そもそも弓道における公式大会と国体の基準は、どう違うのでしょうか。
- 土屋委員：現行のスポーツセンターは、射程で必要な 28m は取れますが、公式試合時には後ろに控える空間がないと試合ができません。国体となるとどうしても、複数団体が同時に行えるように、など大がかりになってしまうと思います。
- 委員長：距離をとれているが大会になると使えないといった点では、プールと似ていますね。わかりました。
- 受託事業者：全日本弓道連盟の弓道規則を参照しています。矢を射るという基準については国体としても差し支えないと思いますが、土屋委員の話は、観客が入るところなどで考え方が変わってくるという貴重なご意見でありますので、皆様がそれでよろしければ、「公式大会基準」に修正します。
- 菅野委員：剣道・柔道については武道場として兼用するとありますが、大きな大会を行うのは主競技場で行うと思います。ただ主競技場ではバスケットボール、バレーボール、卓球をする場所としてあります。これでは剣道・柔道の運営団体からどこで行うのかと質問が来ると思います。主競技場を剣道などの大会を行う場としてもご検討いただきたいと思います。
- また、フットサルについて屋上としてありますが、現在、主競技場でフットサル利用をしている団体も多くいます。この記載では主競技場をフットサルとして使わせないということでしょうか、あるいは屋上にそれなりの設備を持たせて事足りるようになるということでしょうか。
- 受託事業者：先ほど、ひとつのことよりも多くのことができる方が良いと説明いたしました。そういった意味では主競技場もバスケットボール、バレーボール、卓球だけをする場所ではないと思います。フットサルや剣道ほか色々行えるようにすべきで、書きぶりが不適切と思いますので、修正いたします。
- 安達委員：コンセプトは色々書いてあり、鑑としてこれでよろしいかと思いますが、利活用プログラムについては、資料―3の p. 9 「(1) ①他の公共施設との連携」と「(3) 安全管理」は、記述の内容で可能だろうと思います。一方で、「(2) 利用促進に向けた取り組み」は、⑥と⑦は想像が付きませんが、①から⑤までは、どれだけの施設規模と指導者がいればいいのか、幅が広すぎているような気がします。利活用を検討する上ではもう少し方向性を明確にし、内容をある程度絞り、具体的に示すはかがかなと思います。
- 「(2) ②中高年の促進」については、要支援 1、2 は市町村の方に移るような話も伺っているし、フレイルについては医師会で、健康な方から要支援、要介護に行かないように対応を検討しています。区の介護予防事業でも同じ流れの話が出ています。そうすると中高年の方にはある程度こういった方向性が見え

るような文言が入っていた方がよいのではないのでしょうか。中年というの一般的にはサラリーマンで昼は働いていますから、利用については夜の方に限定されてくると思います。学生も普段は学校ですから、平日の利用は限られます。そうすると、平日は定年後の65歳以上の方、フレイルの対象者などに重点を置くという考えがあってもよいのかなと思います。

「(2) ③育児世帯の利用促進」について、これはいいですね。お母さんたちも色々悩みがあるのを集まって相談しあえるし、子どもたちはその間、施設内で遊ぶことができる、ということで分かりやすいと思います。他の部分についてはちょっと幅が広すぎるかなと思います。

委員長：安達委員がおっしゃったことは、中高年というの幅が広すぎて漠然としている、もうちょっと対象を明確にしたほうが良いのでは、そういった書きぶりにされたらどうか、という意見でした。

受託事業者：なぜ中高年という言葉が出たかという、資料1の前回検討会でいただいたコンセプトに係る意見として「日中区民が利用しやすい」「スポーツをしない方でも気軽に立ち寄れる」、また、基本方針の部分で指導者の育成についてのご意見をいただいております、これらの指摘を当方で検討していく中で、中高年の利用としてまとめたものでございます。コンセプトや基本方針は概ねご了承をいただいたと受け止めさせていただき、利活用プログラムの中高年の利用に関しての書きぶりを今後、委員長と相談しながら検討したいと思っております。

安達委員：あと、指導者のところについてですが、現在のスポーツセンターも恐らくつく際に色々な要望、意見、議論等を反映させてできているかと思っております。しかし利用率を見ると、なかなか充分利用できていない時間帯等があります。この指導者の育成というのは、そういった面では非常に重要だと思います。利用者がぶらっと来て、というのにはなかなか対応しきれないものがあるので、体育協会の所属団体も含まれるかと思っておりますが、指導者が利用者に情報を提供する、案内する。指導者がいないとなかなか集まりにくいところがあるので、これはぜひいろんな形で、各競技団体や区で行っている取組みなどと連携して要望に沿った利用ができる施設になればよいと思っております。

土屋委員：もったいな意見だと思います。今の指導は体育協会がやっております、それだけ体育協会の役割は大きいと思っております。体育協会が新しいスポーツセンターにどれだけ協力できるかが気になります。

菅野委員：体育協会にはそれなりの人数がおりますが、それぞれいろんな思惑を持って関わっています。基本構想の中に体育協会等の固有名詞を入れていくことに私は少し抵抗があり、難しいのではないかと思います。

土屋委員：体育協会は初心者講習などをしっかりやっております、基本構想で体育協会と明記せずとも、そういった関連団体がいてスポーツセンターが運営できるとしたいです。

委員長：素案の利活用プログラムでは表記として「各団体」とありますが、この中に体育協会やスポーツ推進委員なども含むと思っております。

受託事業者：利活用プログラムでは(1)の③に、「運営協議会の設置」としてあります。固有

名詞を入れるべきか確認したいです。

小川委員：具体的にこういった事業や固有名詞などを書くべきといった場ではないのではと
思います。幅広く、こういった人を育てるんだ、といった程度の表現であれば
入れるべきだと思いますが。

委員長：確認ですが、協議会という具体的な組織の存在はいいと思いますが、今そうした組織や運営協議会といったものは、区にありますか。

緒方委員：今時点ではありませんが、年に一度利用者に対して懇談会を開催してはいます。

受託事業者：協議会については、交流を目的に話し合うことでそれぞれの団体での気づきを共有し、試行錯誤いただくことで、スポーツセンターに魅力づけができていくといった意図で素案に入れています。

安達委員：成果が目に見えてくることも大事だと思います。子どもの体力がどれだけ向上した、健康づくりで医療負担が減ったなど、協議会とは別に、スポーツセンターという施設があることによる成果について、区の広報などで発信してもらえると、関係するそれぞれの方が関わっていることの励みにもなるのではないで
しょうか。ぜひやってほしいと思います。

小川委員：運営協議会というのはスポーツセンターの運営に携わりサービス向上につなげるもので、官の立場がやるというよりは、民間事業者などの民間が運営でやる中で進めていければと考えています。もちろん民間にすべて任せるのではなく、課題等で区がやるべきことは官でやるなど、健康対策といっても多様な課題があるので、それぞれ役割をもって分担して進めていければと思います。

委員長：成果の見える化はとても大事な意見ですね。スポーツの中核施設なので、スポーツだけ楽しめるだけではなく、調査・研究的な機能を持つべきだと思います。ここでスポーツすれば成果が出る、ということが中核施設としてとても大事な機能だと思います。ただ、この話は都道府県レベルではよくするのですが、千代田区などの自治体レベルではどうでしょうか。調査などもちゃんと裏付けして公表すれば、利用促進につながると思います。

受託事業者：調査記録をどうつけていくかについては大学の研究に絡めるなど色々連携ができるのではと思います。具体的にどのように調査・研究していくかは今後検討できればと思います。

中村委員：中高年の利用促進ですが、入院して3か月で病院から出されてしまう方々にとっては、スポーツセンターがリハビリの場としても使えると思います。また、生涯学習施設機能の他施設との連携について、料理教室や音楽室、茶室等の利用分担で、和室、音楽室、家庭科室など、区内の小学校が使えるのではないで
しょうか。学校開放などで検討してはどうかと思います。

受託事業者：病気の治療やリハビリといったことはスポーツセンターに位置づけるべきか、委員長としてはいかがでしょうか。「障害のあるなしに関わらず」といった文言にはこうしたことも必要に応じて対応するべきという視点もあるかと思います。

委員長：スポーツの分野では、リハビリなどを「コンディショニング」「リ・コンディショニング」と表現しています。処方という言葉はあくまで医療の分野で、スポーツでは使わないという垣根が昔はありました。スポーツ推進委員の立場で植

田さんいかがでしょうか。

植田委員：スポーツ推進委員は、スポーツ基本法で地域コーディネートの役割に方向性をシフトしております。スポーツの分野となると、体育協会の分野だと思います。

菅野委員：オリパラの関係で車いすを使った障害者スポーツ競技などが盛んになっています。ハード面、特に床の性能の配慮などはこの構想で触れるべきでしょうか。

受託事業者：機能についての意見は頂きたいですが、性能等についてはその後の設計段階などで検討する内容かと思います。大事なのはスポーツセンターに何がいる、いないなどを検討することではないかと考えます。

菅野委員：それであれば、車いす競技ができるということを、素案にぜひ付け加えてほしいと思います。

委員長：バリアフリーまでうたっているなかで、障害者スポーツになると使えないとなるのではしょうがないので、入れるようにしましょう。

小川委員：船の科学館の近くにパラスポーツアリーナがありますが、施設のつくりこみの上での参考になります。メインアリーナで車いすバスケットボールなどをやっていますが、塗装の工法やスタッフの維持管理で、半年ほど使ってみてもしつかりきれいなままです。技術力と日常管理で対応できると思います。

委員長：資料一3の p. 9、p. 10 の利用促進のところで、今後のITやAIなどの最新技術は議論してきませんでしたが、近年のeスポーツなどの動向もあります。若者の利用促進のためには、こうしたITやAIなど最新技術のようなことについても素案に入れ、スポーツの体験・体感型のプログラムを増やすとよいと思います。こうしたことも充分考えたセンターであってほしいと思います。

バーチャルリアリティでシミュレーション体験ができるなどですが、例えば、Wii Fitではスキー競技を台の上でやるゲームがあります。イギリスの研究では、こうしたプログラム利用者の運動量は、実際にやる場合の約6割に相当するそうです。こうしたプログラムは障害者の方々も、実際に行わなくても面白さを体験することができます。こうしたプログラムを学びの場として使えるのではないのでしょうか。例えば学ぶ材料として、スキーであればどうしたら飛距離を伸ばせるかなど、学習できる場がスポーツセンターにあればよいと思います。この話題はどの項目に乗せるべきでしょうか。

受託事業者：IT技術導入により利用者を増やす、ということであれば利用促進の項目になるのではと思いますが、スポーツにおける本筋にもなりえます。本筋にITを位置づけ、利用促進にもつながるという書きぶりにするか、資料一3の p. 5～8に入れるという考え方もあるかと思います。

菅野委員：近年ではスケートボードも人気競技になっていますが、横浜アリーナでスケートボードなどのスポーツができる施設がつけられています。こうしたスポーツはいろんな意見がありますが、もしここでできるとなれば、普段千代田区のまちなかで遊んでいる人への規制にもつながってよいのではないでしょうか。

委員長：エクストリーム系スポーツは海外では多いですが、日本ではまだ少ないのが現状です。

菅野委員：場所の課題もあるかと思いますが、ぜひエクストリームスポーツも視野に入れ

検討したいです。

委員長：以前、込山委員から、スポーツをしない人も立ち寄ることができる施設をという発言がありましたが、カフェやレストランなど、それ以外に思いつくものはありますか。どういったものがあればいいでしょうか。

小川委員：温浴施設があれば、などの意見もありました。資料—3のp.4に色々記載されています。

土屋委員：少し否定的なことを言えば、他自治体にもこうした施設に食堂がありますが、多くはつぶれてしまっています。今のスポーツセンターにも以前食堂がありましたがなくなりました。立地にすごく影響を受けると思います。

委員長：今のスポーツセンターには、立地的にも確かに名店がそろっているというわけではないですね。

小川委員：今のスポーツセンターは、もともとそういったことを目的に集まれる施設ではなかったと思います。本当の意味で魅力的なものを考えた場合、意匠や空間構成などで印象は変わるので、考えてみても良いのではないのでしょうか。

土屋委員：今のスポーツセンターは、昼は誰もいないです。休日に訪れる方に頼るしかありません。公園が近くにあるなど立地が良ければいいですが、今の場所では難しいのではないのでしょうか。

受託事業者：公共施設の売店は売り上げが下がっている例も多い一方で、事業者が意図を理解しうまく工夫すれば、行列ができる店になれる例もございます。コンセプトや他の現状を理解したうえで、協力できる事業者にお願いするなどを検討する余地があるかと思います。

安達委員：今までスポーツセンターというのは、飲食や飲酒などをする場ではないと思われていたと思います。ただ、これからeスポーツなど、スポーツに関心がない人を呼び込めるかという点で、可能かどうかを検討すべきです。スポーツ施設に温泉はいかがなものかと区民から意見があるかもしれません、区民が温泉があってもいい、悪い、と感じるかは設備や内容によるのかなと思います。また、クラブハウスがあれば利用者同士で交流ができますし、汗を流すだけでなく、ふれあいができる施設のあり方として、こうした機能は検討の余地はあると思います。今のスポーツセンターは橋ができたことで、以前よりアクセスが良くなりました。今までと違う方が来るかもしれません。複合型施設とすることで、いろんな人が集まることについては、検討すべきだと思います。

委員長：現実には厳しいかもしれませんが、チャレンジする余地を残すということですね。

土屋委員：そのためには、平日昼にスポーツができる施設が必要だと思います。

委員長：連携の中に区内事業者が入っており、区内事業者利用を促すという点で平日利用なども対応できればと思います。

受託事業者：民間のスポーツ関係事業者だけではなく、いろんな事業者があるということでしょうか。

委員長：東京都ではスポーツ推進モデル企業など、地域貢献、社員利用、障害者雇用など様々な観点でスポーツに関する取組をしている事業者を認定し、表彰する制度があります。スポーツセンターの影響で働き方改革につながるなど関連性が

出るとよいと思います。事業者の中には鉄道関係で社員の健康づくりに取り組んでいる例もありました。

その他、何か意見はありますでしょうか。

坂井委員：以前再開発事業に関する話をしましたが、先日の再開発に関する総会で、スポーツ施設を再開発エリアに盛り込むことについての意見がありました。現在の場所より大きな面積が提供できます。

委員 長：情報をいただいたということで承ります。

小川委員：参考までにですが、今のスポーツセンターの場所でも、床面積が増やせる余地はあります。過去に調査・分析も行っており、その内容についても参照いただきながら今後検討していければと思います。

菅野委員：場所の問題もありますが、建て替え時の利用ができない空白期間をどうしていくかが気になります。2か所あればこの問題は解決でき、新しいスポーツセンターをつくりつつ、現行のスポーツセンターを別利用することも考えられます。空白の時間への対応についてぜひ検討をお願いします。

土屋委員：菅野委員のご意見はよくわかります。5年程度かかるのでしょうか、空白期間ができてしまうと指導する人がいなくなり、スポーツセンターが新しくできるまでに関係団体の多くがなくなってしまう。できるだけ継続して活動できるようにお願いしたいです。

委員 長：場所についての議論は本検討会の範疇ではありませんが、どのように扱うべきでしょうか。

受託事業者：資料―2の p.21 に今後の課題として、「②次のステップに向けた検討」の項を設けており、今後具体化していく中での検討項目として、建設地に関する課題を記載しております。

委員 長：場所に関する話題は、この課題の書きぶりによろしいでしょうか。委員の方々もよろしいということですので、このままとしたいと思います。
それではすべての議題が出そろったので、今日の検討はここまでとしたいと思います。事務局に進行を移したいと思います。

3 その他

第5回検討会の開催を2月に実施する予定であり、詳細は委員長と調整の上、追って委員に通知する旨を報告

4 閉会

新スポーツセンター基本構想検討会（第4回） 頂いた意見の概要

※要点記録、下線部の項目についてとりまとめ

1) コンセプト、基本方針について

- ①コンセプトは前回までの検討や関係団体の思いなどがまとまっており、この内容で素案としてまとめる。
- ②基本方針は、スポーツマンシップとともにフェアプレーについても追記し、「相手や仲間、ルール、審判を尊重し、勝利に向かって愉しむ精神＝“フェアプレー” “スポーツマンシップ”」として表記し、素案としてまとめる。

2) 導入機能、導入施設について

- ①弓道場に関する導入施設の整備の方向性は、公式大会基準とする。
- ②主競技場はバレーボール、バスケットボール、バドミントン、及び卓球だけではなく、フットサルや剣道など他の競技の大会、練習場所にも使える表現とする。
- ③生涯学習施設機能は区内小学校にある施設を活用し、機能分担することを検討する。
- ④導入施設の整備の方向性として、障害者スポーツができるという内容を追記する。
- ⑤導入施設の整備の方向性として、eスポーツなどの近年動向、若者や障害者のスポーツ利用促進を図るため、ITやAIなど最新技術の導入についても触れるべきである。スポーツの体験・体感型のプログラムを増やし、学習ができる場が提供できてよい。
- ⑥近年競技大会が増えつつあるエクストリームスポーツについても、場所として提供することで機会を増やす一方、まちなかの利用規制につながる可能性があり、導入を検討するべきである。

3) 利活用プログラムについて

- ①指導者の育成は、指導者が利用者に情報を提供する、案内することができるよう、各競技団体や区で行っている取組みなどとの連携を図ってほしい。
- ②運営協議会の設置は固有名詞を使わず、幅広く方向性がわかる表現とすべきである。
- ③成果が目に見えてくることもスポーツ中核施設として大事であり、そうした調査・研究・発信ができれば、関係するそれぞれの方の励みにもなり良い。調査研究方法については今後検討する。
- ④「コンディショニング」「リ・コンディショニング」という視点から、スポーツセンターをフレイルや介護予防、リハビリのできる場としても活用できるのではないか。
- ⑤区内事業者との連携により、平日の中間利用を促進できれば良い。

4) その他

- ①スポーツセンター建て替えに際しては、運営休止などの空白期間を設けることなく継続して関係団体や指導者が活動できるよう配慮してほしい。
- ②スポーツセンターの場所や建て替えに関する空白時間の検討については、本検討会でつくる素案には今後具体化していく中での検討項目として、課題を記載する程度にとどめる。
- ③前回意見において、「スポーツは健康づくりではない」という言葉は、「スポーツは健康づくりに限らない」と修正する。

以上